

## ◇求職活動要件について

### 1. 受給期間（1か月目～9か月目）（すでに受給中の方を含みます）

#### （1）離職・廃業状態で申請される方

- ①申請時（延長、再延長の手続き含む）にハローワークへの求職申込
- ②月に1回以上の自立支援機関との面談等
- ③月に2回以上ハローワークにおける職業相談
- ④週に1回以上の求人先への応募・面接の実施

#### （2）休業等の状態で申請される方

- ①月に1回以上の自立支援機関との面談等
- ②申請、延長、再延長のタイミングで休業の状況について自立相談支援機関に報告

### 2. 受給期間（10か月目～12か月目）

#### （1）「離職・廃業」及び「休業等」の状態で申請された方

- ①申請時（延長、再延長の手続き含む）にハローワークへの求職申込
- ②月に1回以上の自立支援機関との面談等
- ③月に2回以上ハローワークにおける職業相談
- ④週に1回以上の求人先への応募・面接の実施

※受給期間が10か月～12か月目の方については、申請の理由（離職や廃業及び休業等）を問わず、上記①～④により、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）をめざした求職活動が必要です。

## ◇資産要件について

### 再々延長（10か月目から）にあたっては資産要件が変更となります。

再々延長を行う日が属する月の世帯全員の資産額が、次の額の範囲内である必要があります。（上限額を超えて資産をお持ちの場合は支給対象外となります。）

資産額は、現金及び預貯金額の合計です。債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。また、負債がある場合でも、相殺はしません。

単身世帯：234,000円以内

2人世帯：345,000円以内

3人世帯：420,000円以内

4人以上世帯：500,000円以内